

民事執行法の改正について

—財産開示手続、第三者からの 情報取得手続を中心に

弁護士 茶木 真理子

1 改正の背景

金銭債権にかかる強制執行を申し立てるにあたっては、執行の対象となる債務者の財産を特定することが必要となる。かかる強制執行の実効性を確保するため、平成15年の民事執行法の改正では、財産開示手続（現行法第4章）が創設された。財産開示手続は、執行裁判所が債務者を呼び出し、自身の財産に関する情報を陳述させるというものであるところ、その利用実績は年間1000件前後にとどまっており、それほど多いとはいえない状況にある。そこで、債務者財産に関する開示制度の実効性を向上させるため、制度の全般的な見直しを行う必要性が指摘されていた。

令和元年5月、改正民事執行法（以下「改正法」という。）が成立した。改正法では、債務者財産の開示制度の実効性の向上に関し、①現行の財産開示手続の見直しが行われるとともに、②債務者以外の第三者からの情報取得手続が新設された。以下では、これらの制度の概要を紹介したい。なお、改正法は、後述する一部の例外を除いて、公布日である令和元年5月17日から1年以内に施行されることとなっている。

2 現行の財産開示手続の見直し

現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものとするため、改正法では、(1)申立権者の範囲の拡大、(2)罰則の強化がなされることとなった。

(1) 申立権者の範囲の拡大

現行法197条1項は、金銭債権にかかる強制執行の申立てに必要とされる債務名義のうち、仮執行宣言付きの判決等、執行証書又は確定判決と同一の効力を有する支払督促については、これらに基づく財産開示手続の申立てを認めていない。これは、暫定的な裁判所の判断である仮執行宣言付きのものを除外し、また、誤った執行がされても原状回復が容易であることを理由に金銭債権に限って債務名義性が認められている執行証書及び支払督促を除外する趣旨とされている。

しかし、財産開示手続は強制執行の準備として

行われるものであるから、強制執行と財産開示手続とで申立てに必要とされる債務名義の種類に差を設ける理由がないことや、特に執行証書については貸金業法の改正により一部の悪質な貸金業者による濫用への対抗措置が取られたこと、昨今では養育費の支払いを確実にするために執行証書の活用が推奨されていること等から、改正法では財産開示手続の申立権者を拡大して、いずれの債務名義についても財産開示手続の申立てが認められることとなった(改正法197条)。

なお、上記の申立権者の拡大を受けて、仮執行宣言付き判決と同様に暫定的な法律関係を創設するにとどまることを理由に対象外と扱われていた仮処分命令についても、財産開示の申立てが可能になると考えられる。また、財産開示事件の記録の閲覧等についても請求権者が拡大され、いずれの債務名義についても、これらに基づいて閲覧等の請求をすることができるとされた(改正法201条)。

(2) 罰則の強化

現行法206条は、正当な理由なく、債務者が財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、債務者が財産開示期日において陳述すべき事項について陳述せず、又は虚偽の陳述をした場合、30万円以下の過料に処するとしている。これに対して、改正法213条では、不出頭等に対し刑事罰(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)というより強力な制裁が科されることとなった。これは、財産開示事件の既済事件に占める不開示事件(不出頭や陳述拒絶等)の割合が制度導入当初は25%程であったのに対し、平成27年には40%を超える状況にあるところ、その原因の一つに制裁が弱いことにあるとの指摘がなされていたことを受けてのものである。

3 債務者以外の第三者からの情報取得手続の新設

(1) 前述のとおり、財産開示手続では不開示事件の割合が高く、債務者自身の陳述によって債務者財産に関する情報を取得する制度には限界がある。そこで、改正法では、債権者からの申立てにより、債務者以外の第三者から、債務者財産に関する情報を取得する制度(第三者からの情報取得手続)が新設されることになった。

具体的には、①金融機関(銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、証券会社

等)等から、預貯金債権や上場株式、国債、投資信託受益権等に関する情報を取得できる手続(改正法207条)、②登記所から土地・建物に関する情報を取得できる手続(改正法205条)、③市町村、日本年金機構等から給与債権(勤務先)に関する情報を取得できる手続(改正法206条)がそれぞれ新設された。ただし、③については、全ての債権者が対象となるのではなく、養育費等の扶養義務に係る請求権を有する債権者と人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが対象とされている。

なお、法制審議会における議論の段階では、生命保険契約の解約返戻金請求権に関する情報を取得する手続についても導入が検討されていたが、今回の法改正では導入は見送られた。

- (2) 情報取得手続の申立ては、改正後の財産開示手続の規律と同様に、金銭債権にかかる強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの債務名義であっても可能である。また、先に実施した強制執行の不奏功等の要件(現行法197条1項各号参照)が必要となる点も、財産開示手続と同様である。

他方で、財産開示手続では、申立ての日前3年以内に財産開示期日において債務者が陳述をした場合には原則、再実施はできないとされているが(現行法197条3項)、情報取得手続では管理の面がかえって第三債務者の負担が重くなるおそれがある等の理由から、再実施は制限されていない。

また、上記のうち②及び③の手続(公的機関から情報を取得する手続)については、申立ての日前3年以内に先に財産開示手続が実施されている必要がある(改正法205条2項、同206条2項)。

- (3) 情報取得手続の管轄は、第一次的には債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所となるが、この普通裁判籍がないときは第三者の所在地を管轄する地方裁判所となる(改正法204条)。
- (4) 情報の提供を命じられた第三者は、執行裁判所に対し、書面で情報を提供しなければならない(改正法208条1項)。いかなる情報が対象となるかは、最高裁判所規則で定めるとされており、現時点ではまだ確定していない。法制審議会での議論によれば、上記①の預貯金債権の場合(改正法207条)は、預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項(取扱店舗、預貯金債権の種類及び額等)が

想定されていると思われる。

情報の提供がされたときは、執行裁判所は、申立人に上記書面の写しを送付し、かつ、債務者に対しても、財産に関する情報の提供がされた旨を通知する(改正法208条2項)。債権差押の場面における第三債務者の陳述(現行法147条)では、金融機関等が執行裁判所とともに申立人に対しても回答書を直接送付するという運用となっているが、条文上はこれとは異なることになる(ただし、法制審議会の議論の中では、金融機関等の協力が得られる場合には、第三債務者の陳述と同様の手続で処理することが許容されるとの考え方が示されている)。

また、債務者への通知時期については、財産隠しの危険を避けるため、申立人への送付から相應の期間が経過した後になされるものと考えられる。

- (5) 情報取得手続事件の記録の閲覧等は、申立人や債務者、情報の提供をした第三者のほか、債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義を有する他の債権者についても認められる(改正法209条1項)。ただし、上記③の手続(改正法206条)については、申立ての場合と同様に、養育費等の扶養義務に係る請求権を有する債権者や、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみに限定される(改正法209条2項)。
- (6) そのほか、情報取得手続で得られた情報の目的外利用を制限する規定(改正法210条)や、費用負担の規定(改正法211条で現行法42条(2項を除く)を準用)も新設された。
- (7) なお、上記②の手続(改正法205条)については、現在、登記所において物ごとに情報が管理されており、人ごとに管理されているわけではない状況を踏まえ、登記所のシステムを構築する関係から、公布日から2年以内と施行時期が遅れている(附則第5条)。

参考文献

- ・法制審議会民事執行部会第2回会議 部会資料2『債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する検討』(平成28年12月16日)
<http://www.moj.go.jp/content/001212318.pdf>
- ・法制審議会民事執行部会第6回会議 部会資料6『債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する検討(2)』(平成29年3月31日)
<http://www.moj.go.jp/content/001222475.pdf>
- ・法制審議会民事執行部会第10回会議 部会資料10-2『民事執行法の改正に関する中間試案のたたき台についての説明資料』(平成29年7月21日)

-
- <http://www.moj.go.jp/content/001230600.pdf>
- ・法制審議会民事執行部会第12回会議 部会資料12-2『第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の手續構造に関する補足的な検討』(平成29年10月13日)
<http://www.moj.go.jp/content/001238947.pdf>
 - ・法制審議会民事執行部会第14回会議 部会資料14-1『債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する検討(3)』(平成29年12月15日)
<http://www.moj.go.jp/content/001244043.pdf>
 - ・法制審議会民事執行部会第17回会議 部会資料17-1『債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(1)』(平成30年3月30日)
<http://www.moj.go.jp/content/001257216.pdf>
 - ・法制審議会民事執行部会第18回会議 部会資料18-1『債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(2)』(平成30年4月27日)
<http://www.moj.go.jp/content/001259627.pdf>
 - ・法制審議会民事執行部会第19回会議 部会資料19-2『民事執行法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討(2)』(平成30年5月25日)
<http://www.moj.go.jp/content/001261087.pdf>
 - ・法制審議会民事執行部会第20回会議 部会資料20-2『民事執行法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討(4)』(平成30年6月29日)
<http://www.moj.go.jp/content/001262408.pdf>
 - ・内野宗揮ほか「民事執行法等の改正の要点(1) - 金融実務に関連する項目を中心に -」金融法務事情2118号36頁(2019年)
 - ・内野宗揮ほか「民事執行法等の改正の要点(2) - 金融実務に関連する項目を中心に -」金融法務事情2120号19頁(2019年)